

## ○上山市業務委託契約約款

平成14年3月4日告示第13号

最終改正：令和2年3月5日告示第14号

### (総則)

第1条 上山市長又はその委任を受けた者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、契約書記載の委託業務に関し、上山市財務規則（平成7年規則第18号）に定めるものほか、この約款及び業務委託契約書（様式第1号）に基づき、業務図書（設計書、仕様書、業務要領、説明書及び図面等）に従い、この契約（この約款及び業務図書を内容とする業務委託をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

### (契約の保証金)

第2条 契約保証金は、上山市財務規則第112条及び第113条の規定による。

### (権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、この契約により、生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

### (再委託等の禁止)

第4条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### (監督職員)

第5条 甲は、監督職員を置いたときは、監督職員指定通知書（様式第2号）により、その職及び氏名を乙に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、また同様とする。

2 監督職員は、この約款に基づく甲の権限とされる事項のうち、甲が必要と認めて監督職員に委任したもののか、業務図書に定める権限を有する。

### (管理技術者及び業務代理人)

第6条 乙は、必要があると認めるときは、委託業務の性質又は目的に応じ、いずれかの業務責任者を定めて管理技術者等指定通知書（様式第3号）により、その職及び氏名を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、また同様とする。

2 管理技術者は、この契約の履行に関し、技術上の管理をつかさどらなければならない。

3 業務代理人は、この契約の履行に関し、委託現場に駐在し、その作業及び指導監督を行う権限を行使することができる。

### (調査及び成果の報告等)

第7条 乙は、業務図書に定めるところにより、調査及び成果について甲に報告しなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、業務図書に定めるところにかかわらず、乙に対して報告を求めることができる。

3 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の業務工程表等を提出させることができる。

### (委託業務の内容の変更)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更することができる。

- 2 前項の場合において、履行期限又は委託料を変更する必要があるときは、甲、乙協議の上定めるものとし、契約変更書（様式第4号）により行うものとする。

（損害賠償）

第9条 乙は、その責に帰する理由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（検査及び引渡し）

第10条 乙は、業務が完了したときは、完了通知書（様式第5号）により、甲に通知しなければならない。

- 2 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に乙の立会いの上、業務図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

- 3 乙は、前項の規定による検査が合格したときは、遅滞なく、目的物又は成果品を引き渡すものとする。

（委託料の支払）

第11条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、委託料の支払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

（前金払）

第12条 乙は、委託業務の性質又は目的に応じて、前払金を請求することができる。ただし、工事に係る調査、設計、測量等の委託料が1件130万円以上の委託業務については、保証事業会社と契約書記載の委託完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約を締結し、保証証書を甲に寄託して、委託料の10分の3以内の額の前払金を請求することができる。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の性質又は目的に応じて、委託料の全部又は一部を支払うことができる。

- 3 前払金の支払時期は、第1項の規定により、乙が請求した日から14日以内とする。

（部分払）

第13条 乙は、この契約の定めるところにより、部分払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

（契約不適合責任）

第14条 甲は、目的物又は成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、乙に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、乙は、甲に不相応な負担を課すものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履

行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(履行遅滞等)

第15条 乙は、委託期間内にこの契約の履行が困難になったときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して委託期間の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は、甲、乙協議して定めるものとする。

2 乙は、前項の場合において、その理由が乙の責に帰するものであるときは、委託料につきその遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する率で計算して得た額の違約金を甲に支払わなければならない。  
(甲の解除権)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がその責に帰する理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) 乙が委託期間内又は委託期間相当の期間内にこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 乙が次条に規定する事情によらないで契約解除の申出があったとき。
- (4) 正当な理由がなく、第14条第1項の追完がなされないと。
- (5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が上山市暴力団排除条例（平成24年上山市条例第9号。以下この号において「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（力に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- 2 前項第2号から第5号までに定める場合が甲の責めに帰すべき理由によるものであるときは、契約の解除をすることができない。
- 3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、契約金額（単価契約の場合にあっては、契約単価に予定数量を乗じて得た金額）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 第1項第1号から第4号までの規定により、この契約が解除された場合においては、第2条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 5 乙が第3項の違約金を甲の指定する期間までに納付しないときは、その遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する率で計算して得た額の違約金を甲に支払わなければならない。

（乙の解除権）

第17条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- （1） 甲がその責に帰する理由によりこの契約に違反したとき。
  - （2） 第8条の規定による委託業務の内容の全部又は一部の変更のため、委託料が3分の2以上減少したとき。
- 2 前項の規定に該当して、この契約が解除されたときは、甲は、賠償金を乙に支払わなければならない。その額は、甲、乙協議して定めるものとする。
  - 3 第1項第2号に定める場合が乙の責めに帰るべき事由によるものであるときは、契約の解除をすることができない。

（危険負担）

第18条 委託業務について、第10条第2項に規定する検査に合格するまでの間に生じた損害で、甲、乙双方の責に帰することができないものについては、全て乙の負担とする。

（秘密の保持）

第19条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第20条 暴力団員等から不当介入を受けたときは、ただちに、所轄の警察署に通報するとともに甲に報告し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

（紛争の解決）

第21条 この契約書の各条項において、甲、乙協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに、甲が定めたものに乙が不服がある場合、その他契約に関して甲、乙間に紛争を生じた場合には、甲及び乙は、調停によりその解決を図る。

（管轄裁判所）

第22条 この契約に関し、前条の調停が整わず争いが生じた場合は、山形地方裁判所を第1審専属裁判所とする。

（補則）

第23条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議して定める。